

《投稿審査要項について》

(1) 審査員について

投稿審査要項に従い、昨年 12 月の編集委員会で審査員候補を選出し、依頼いたしました。審査員名は編集委員会の外には公表しません。ただし、論文掲載号の巻末に審査員への謝辞を記させていただきます。もし、そこでお名前を挙げることに不都合がありましたら、委員長にお知らせください。

(2) 審査方法について

別紙「投稿論文審査結果報告書」に審査結果をご記入ください。複数の論文の審査をお願いしている場合も、論文ごとに別個の報告書をご使用ください。なお論文執筆者名は伏せた形で審査をお願いしています。

(3) 検討するポイントについて

以下の諸点をご検討の上、論文が学会誌掲載にふさわしいか否かを判断して下さい。評点の客観的根拠とするため、また、論文執筆者の今後の参考とするために、「所見」に各ポイントについて A～C の評価を記入してください（A が最高評価）。

- ① 問題設定……問題設定が明確にされているか。今日の研究状況におけるその問題設定の意義、新しさや独創性。背景となる社会状況や理論的枠組、方法論などの巨視的側面と、対象の研究史など微視的側面の双方から評価してください。
- ② 資料調査……実証的方法の場合、新資料の発見や、実験データの十分な調査・収集。それ以外の場合も、二次資料・先行研究が十分に調査・参照されているか。
- ③ 論証と構成……設定された問題について適切に論証がなされたうえで、説得力のある結論が導かれているか。一次資料（データやテキスト）の分析の入念さ、鋭さ。全体の構成の巧みさと必然性。

(4) 「評点」について

「掲載推：優れている」	4 点
「掲載可：手直し」	3 点
「掲載難：大幅手直し」	1 点
「掲載不可」	0 点

(3) で付けていただいた各ポイントへの評価に、総合的な評価を加味し、

上記の 4 段階に従って評点をお願いします。点数の差を強調するために、2 点の評点は設けません。

なお、原稿の長さについては、極度に規定（注など全てを含めて、16,000 字以内）を逸脱している場合のみ採点に加味してください。

誤字・文献記載の誤り等、編集過程で手直しすれば済む単純な不備については、必ずしも評点に反映されなくても結構です。

評点は、本学会誌への掲載の可否を決めるためのものであり、絶対評価ではないということを念頭においていただくようお願いします。普段の学会誌に掲載されている論文の平均が 3 点程度であるという感覚で、採点して下さい。ほとんどつねに寛容あるいは厳格というような、採点傾向の極端に偏った審査員がいらっしゃると、公平な採否決定が難しくなります。

(5) 「所見」について

(3) で検討していただいた各ポイントに加え、その他、総合的な評価に関するコメント、論文の改善のための提案などを、なるべく詳細かつ具体的にお書きください。

コメントなどは、執筆者を尊重した受け入れられやすい表現で、かつ、評点と相応した内容となるようご配慮いただければ幸いです。特に、投稿者から《上から目線》と受け取られかねない表現にはご留意下さい。投稿者の人格に関わったり投稿者を直接に非難する言葉や感情的な表現などは、是非とも、お避け下さるようお願いいたします。

例：「これまで、いったい、どんな勉強をしてきたのか」

「学部生でも知っている事例を理解していない」

「こんなことしか書けないのに投稿するとは、査読者に失礼だ」など

(6) 論文への書き込みについて

原稿自体への書き込み（コメント、誤字訂正、表現の手直しなど）をされた場合は、審査結果報告書をご提出時に論文のコピーもご返送いただければ幸いです。

原稿への書き込みに際しては、青または緑などの筆記具（黒と赤系は避けて下さい）をお願いします。

(7) 審査結果報告書の提出について

審査結果報告書は、○◇△□宛で、電子メール（もしくは郵便）にてお送りください。xxx@xx☆xx.jp

機械トラブルや守秘上の問題がありますので、ファクシミリでの提出はお控

えください。

報告締め切り：3月15日(金) (期限厳守) お願いします。

(8) 審査結果の判定について

編集委員会では基本的に3名の審査員の評点合計に基づいて掲載可否の判定を行います。ただしボーダーライン上の候補が多数を占めるなどの状況で単純な判定が困難な場合には、評点以外の要素も加味した総合的な判断が行われます。その場合、評点のばらつき、審査員所見の内容、執筆者の掲載歴などが考慮されます。なお、掲載決定原稿についても、査読者の所見・コメントをもとに（必要な場合）手直しを求めます。

(9) 評点、所見・コメントの開示について

審査員名以外は、執筆者に開示されます。ただし、執筆者への開示の際には、編集委員会にて表現・内容等に配慮し、開示に適さないと判断した部分を削除する場合があります。また、所見・コメントに、審査員名を付すことを希望される場合には、その旨委員長にお知らせください。

学会誌編集委員会